



PORT INC.

コーポレート・ガバナンス強化と ガイドラインの公表について

ポート株式会社 証券コード：7047

2023.11.30

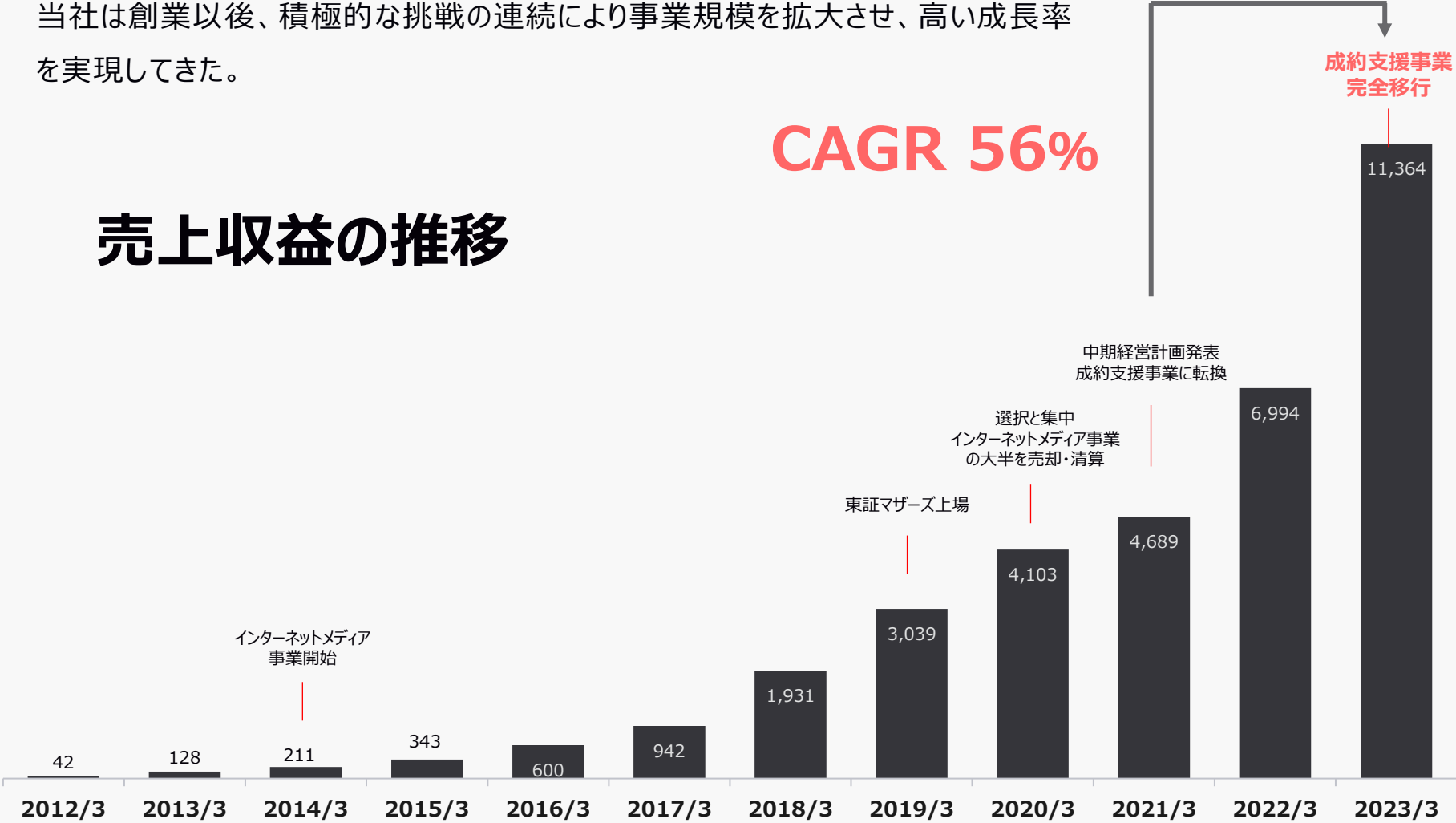
本資料は、事業が良好に進捗している中、持続的な企業価値向上を実現するために、当社がコーポレート・ガバナンス体制の強化に向け実施している各種取り組みについて、ステークホルダーの皆様にご説明させていただくことを目的としております。

当グループの拡大の流れ

当社は創業以後、積極的な挑戦の連続により事業規模を拡大させ、高い成長率を実現してきた。

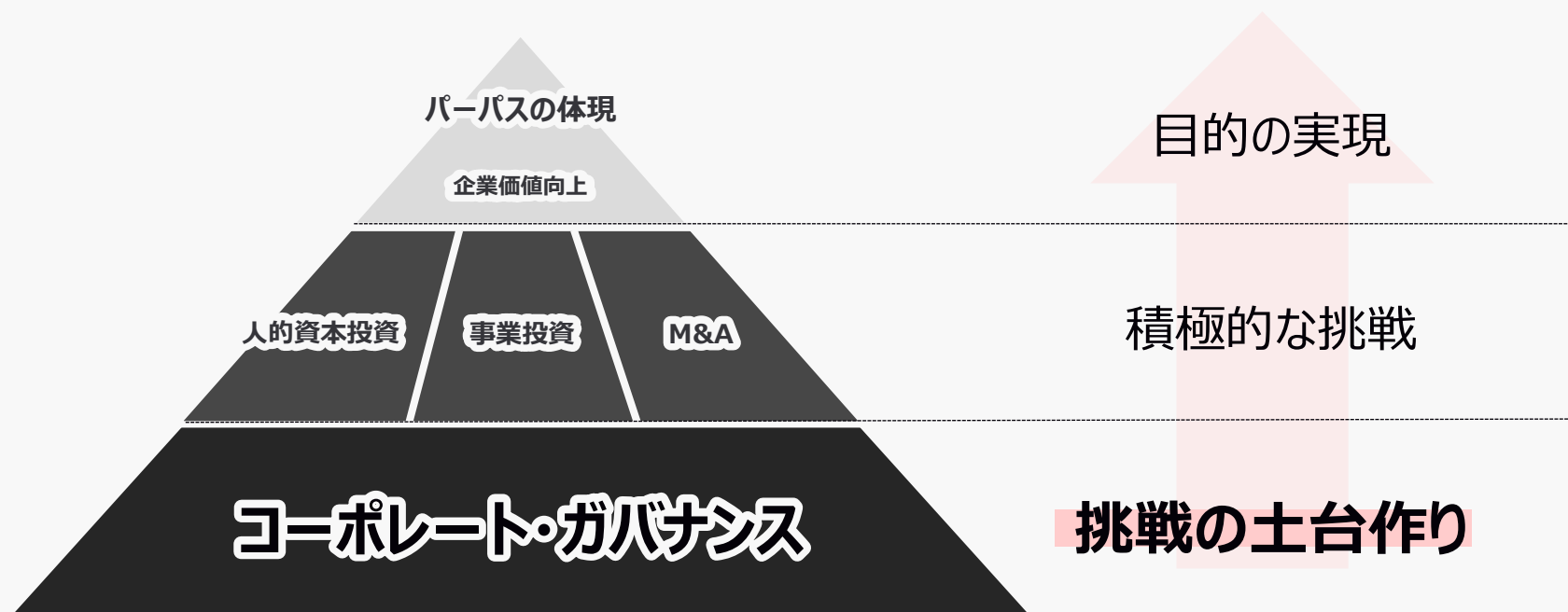
CAGR 56%

売上収益の推移



単位：(百万円)

今後も当社はパーパスの体現に向け、適切かつ積極的なリスクテイクを継続していく方針。多様なステークホルダーの期待に応えながら持続的に企業価値を向上させていくために、その挑戦の土台作りとして、コーポレート・ガバナンスやリスクマネジメントへの投資を積極的に行う。

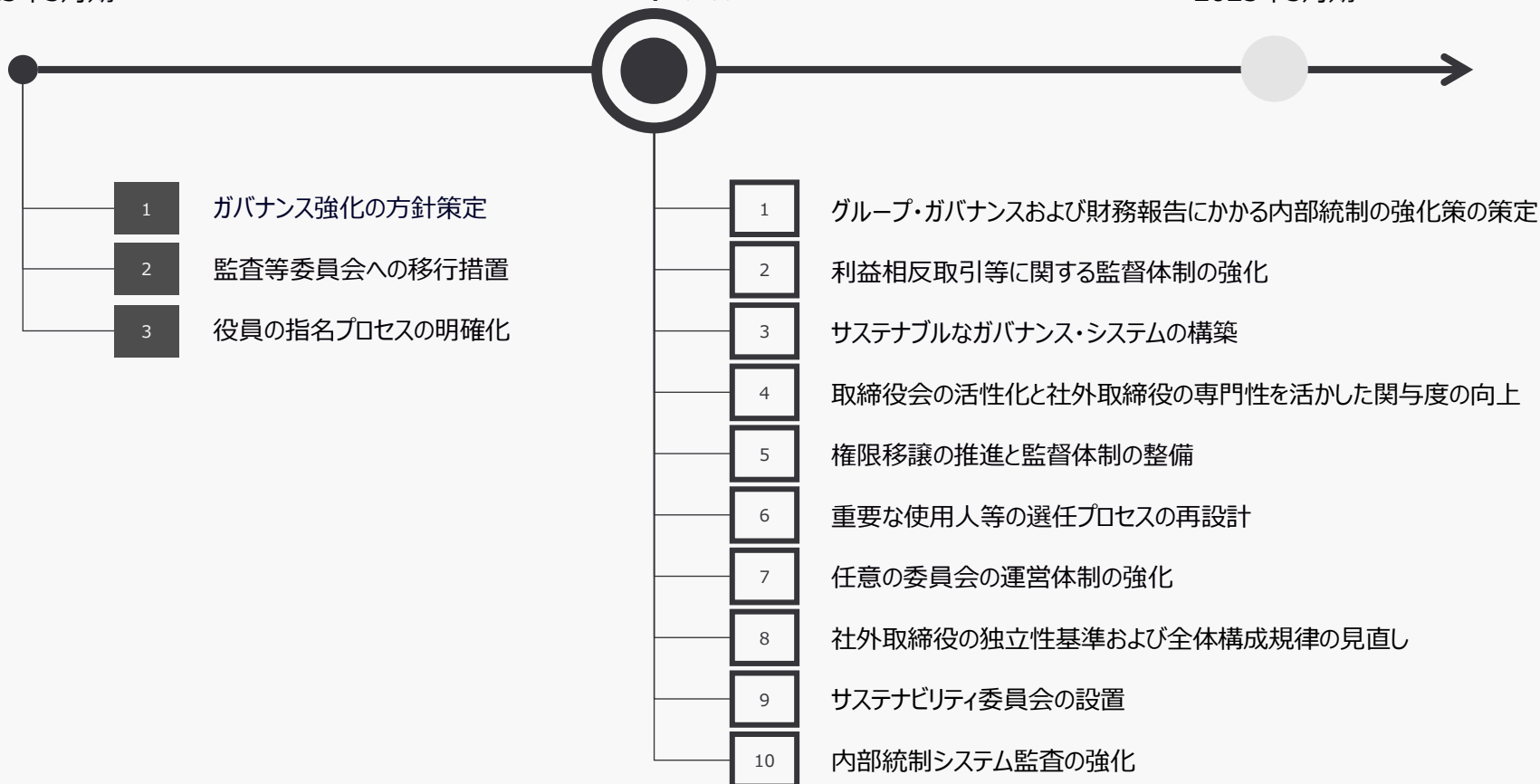


積極的な挑戦を支えるコーポレート・ガバナンス体制を構築するため、2023年3月期より「コーポレート・ガバナンス改革1.0」を推進。3か年計画を策定し、2024年3月期は10のテーマを設定。

Phase 1
2023年3月期

Phase 2
2024年3月期

Phase 3
2025年3月期



コーポレート・ガバナンス改革1.0～これまでの進捗状況～

コーポレート・ガバナンス強化の責任主体を明確にすべく、CGO（Chief Governance Officer）を設置し、「コーポレート・ガバナンス改革1.0 3か年計画」の通り、各テーマを具体的なプロジェクトに落とし込み、順調に各種施策を実行している。

コーポレート・ガバナンス改革1.0～具体的な取り組み事例～

- CGO（Chief Governance Officer）の新設
- 監査等委員会設置会社への移行
- 独立社外取締役を過半数とする取締役会の組成
- 代表取締役と取締役会議長の分化
- 社外取締役を主要な構成員とする報酬委員会の設置
- 監査等委員である独立社外取締役の指名の選考プロセスに代表取締役（CEO）が関与しない旨を規定
- 監査等委員である取締役による社内会議等へのアクセス権の拡大
- 取締役会の運用状況を評価するコーポレート・ガバナンス委員会を設置
- 取締役会直下に内部統制システムに特化した「内部統制委員会」を設置 **New**
- 各種委員会、内部通報窓口等からの情報集約システムの構築 **New**
- 内部監査による法定監査のサポート体制の強化 **New**
- 指名委員会、報酬委員会による重要な使用人等の選任及び報酬の決定に関するプロセスを設計 **New**

※**New**は当期実施事項

「コーポレート・ガバナンス改革1.0」の一環として、経営の透明性と公正性、迅速かつ果敢な意思決定を実現すべく、子会社等を含む当社グループ全体のコーポレート・ガバナンスに関する最上位規程として、あらたに、コーポレート・ガバナンス・ガイドラインを制定。

PORTコーポレート・ガバナンス・ガイドライン

コーポレート・ガバナンス
に関する基本方針

ステークホルダーとのリ
レーションシップに関す
る基本方針

健全性確保に
向けた取り組み

コーポレート・ガバナンス
体制

コーポレート・ガバナンス
における規律設計

取締役会および取締
役に関する基本原則

指名委員会に関する
基本方針

報酬委員会に関する
基本方針

持続的な成長への
コミットメント

PORTコーポレート・ガバナンス・ガイドライン：
https://www.theport.jp/ir/assets/pdf/corporat_governance_guidelines.pdf

コーポレート・ガバナンス・システム全体の健全性を確保するため、本ガイドラインにおいて3つの具体的な取り組みについて明記。

1 コーポレート・ガバナンス委員会の設置

取締役会議長および監査等委員会委員長を主要な構成員とするコーポレート・ガバナンス委員会を設置し、当社のガバナンス・システムにおける課題について審議し、より適切なシステム構築を目指すべく取締役会に対して助言する。

2 コーポレート・ガバナンス・ガイドラインの順守体制

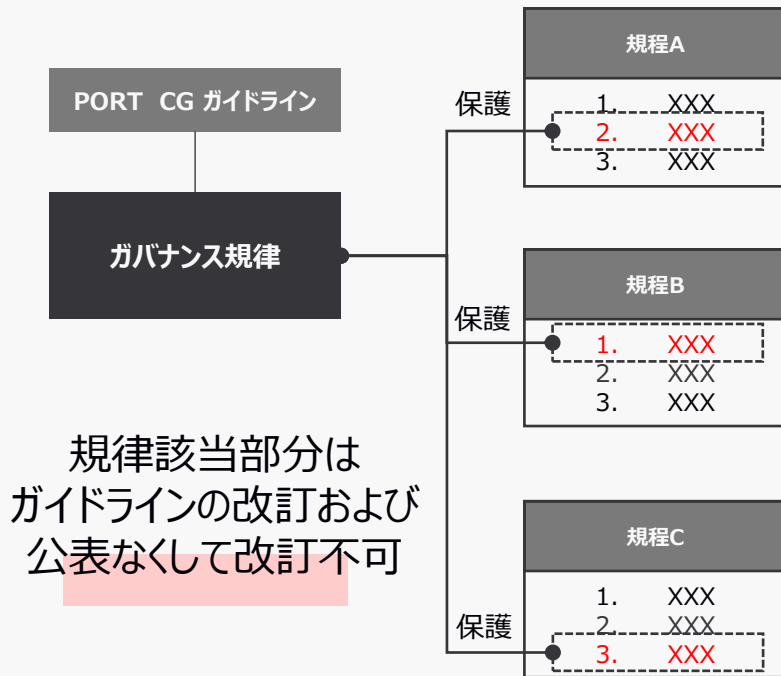
取締役会およびその諮問機関である指名委員会・報酬委員会・内部統制委員会、ならびにそれらの機関における規程等は当ガイドラインを順守することとする。

3 コーポレート・ガバナンス・ガイドラインの改廃権限および公表方針

当ガイドラインの改廃は当社取締役会がその権限を有するものとする。なお、当社取締役会の構成員が独立社外取締役過半数体制を下回る場合においては、独立社外取締役の合議によるものとする。なお、改廃後は速やかに当社ホームページ等において公表するものとする。

健全性の高いガバナンス体制には、ガバナンスの無効化を抑止し、ガバナンス・システム全体の秩序を保つ役割としての規律が必要であると考えます。そのため、経営環境等を踏まえ、当社のコーポレート・ガバナンスに必要な規律を明確にし、当該規律に関連する取締役会規程等の内容の改訂にあたってはガイドラインの改訂を前提とし、また公表を義務とすることで透明性を確保する。

規律の無効化防止措置



コーポレート・ガバナンスにおける規律

- 1 本ガイドラインの改廃権限および公表方針（当ガイドライン）
- 2 ガバナンス方針の公表（取締役会規程）
- 3 取締役会議長の選任基準（取締役会規程）
- 4 取締役会における独立社外取締役比率基準（取締役会規程）
- 5 独立社外取締役の選任プロセス（指名委員会規則）
- 6 業務執行取締役（監査等委員でない取締役）の指名・構成要件（指名委員会規則）
- 7 リスク管理体制および内部統制システムの構築方針（取締役会規程）
- 8 監査等委員会と内部監査室の直接レポートラインの確立（内部監査規程）

創業以来、当社は常に攻めの姿勢を忘れることなく、果敢な挑戦を実現するための体制構築への投資を続けてきました。コーポレート・ガバナンス改革やコーポレート・ガバナンス・ガイドラインの制定は更なる成長に向けた土台づくりであると認識しています。そのため今回のガイドラインでは長期目線に立ち、会社の状況の良し悪しに関係なく、常に未来を見て、建設的な意思決定を続けられるよう、ガバナンス・システム全体の健全性の確保と規律の設計に重点を置きました。

これからの当社においては経営意思決定のスピードとそれに見合う監督体制の強化、組織規模が拡大する中での内部統制の品質担保、持続的な企業価値の向上に向けた攻めの経営評価および指名方針が重要なテーマであると認識しています。

当社はこれからも挑戦を続けるために引き続き事業や人的資本への投資とあわせて、コーポレート・ガバナンスや内部統制に対しても積極的に投資する方針です。

ポート株式会社
取締役副社長
CGO 兼 CCO
丸山 侑佑



PORT INC.

社会的負債を、次世代の可能性に。